

消費者だより

令和7年7月号



分電盤の点検商法に 注意してください !!

電力会社などを名乗る業者が、電話で分電盤やブレーカーの点検を持ち掛けて来訪した後、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおり、高額な設備交換契約を迫る手口が増えています。

■相談事例

マンションに住んでいるが、業者から「分電盤の点検をします」と電話があり、来訪した担当者から「分電盤は自身で管理する設備です」とリーフレットを手渡された。「古くて漏電の可能性があります」と交換工事を勧められたので工事請負契約を結んだ。工事は1週間後だが、マンションの管理人に相談すると「分電盤交換工事の話は聞いていない。妙だ」と言われた。

■消費者へのアドバイス

- ・家庭の分電盤などの点検は、電力会社などが法令に基づき4年に1回以上の頻度で行い、その点検日時は書面で案内しています。点検日時を電話でお知らせしたり、点検に訪問した作業員が、その場で設備交換などの契約を持ち掛けたりすることはありません。
- ・電話で電力会社や受託業者を名乗って点検を持ち掛けられても、応じないでください。
- ・点検に来訪した業者が分電盤交換工事を持ち掛けたら、その場で契約せず、十分に比較・検討してください。

千代田区消費生活センター
TEL:03-5211-4314(相談専用)
月曜日～金曜日 9:00～16:30
(土日祝、年末年始除く)

分からないことがあれば、
消費生活センターに
ご相談ください。

